

「島いゆグルメの定着による奄美の地魚消費拡大事業 業務委託」に関する企画コンペ実施要領

1 業務概要

- (1) 業 務 名 島いゆグルメの定着による奄美の地魚消費拡大事業業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 業務委託契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業 務 規 模 3,551千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

2 参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

3 委託業務に係る今後のスケジュール

- (1) 企画募集開始 令和7年4月8日（火）
- (2) 質問書提出期限 令和7年4月11日（金）
- (3) 質問回答 令和7年4月16日（水）
- (4) 参加申込書提出期限 令和7年4月18日（金）午後5時
- (5) 企画提案書提出期限 令和7年4月23日（水）午後5時
- (6) 業者選定結果通知（予定） 令和7年4月30日（水）

4 手続等

(1) 提出先

鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課
〒894-8501 奄美市名瀬永田町17番3号
電 話：0997-57-7288, FAX：0997-57-7290
メール：oosima-suisan@pref.kagoshima.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書

本企画コンペに参加を希望する場合は、次により、事前に参加表明書類を提出すること。

- ① 提出書類：別添「参加申込書」（様式１）
- ② 提出部数：１部
- ③ 提出期限：上記３（４）の期日まで
- ④ 提出場所：（１）に同じ
- ⑤ 提出方法：FAX またはメール（提出期限までに必着とする。）
- ⑥ その他
 - ・ 送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
 - ・ 「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」（様式２）を上記３（４）の期日までにFAX またはE-mail で提出すること。

イ 企画提案書

本コンペに参加を希望する場合は次により提案審査書類を提出すること。

- ① 提出書類：別紙２「企画提案書作成要領」による
- ② 提出部数：正本１部，副本７部
- ③ 提出期限：上記３（５）の期日まで
- ④ 提出場所：（１）に同じ
- ⑤ 提出方法：持参又は郵送（提出期日必着）

ウ 誓約書

本企画コンペに参加を希望する場合は、次により誓約書を提出すること。

- ① 提出書類：誓約書（指定様式）※ 県ホームページの本コンペ実施に係るページにて様式のダウンロードが可能
- ② 提出部数：１部
- ③ 提出期限：上記３（５）の期日まで
- ④ 提出場所：（１）に同じ
- ⑤ 提出方法：持参又は郵送（提出期日必着）

(3) 選考

企画提案書に基づき、事務局において書類審査により選考する。

※ 提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

5 その他

- (1) 手続において使用する通貨は、日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用については、提出側の負担とする。
- (4) 企画案が選定された後、企画提案した者と事務局との間で、事業実施に向けた協議を行う。なお、協議の結果、提案事業の内容の一部が変更・修正される場合がある。
- (5) 今回の企画提案の内容について、質問等がある場合は、別添「質問書」（様式３）により、令和７年４月１１日（金）までにFAX またはメールにより提出すること（電話や来訪による質問不可）。なお、送信の事前または事後に必ず電話確認をお願いします。また、質問等に対しては、事務局からメールで回答し、県ホームページにも掲載する。（質問主旨の照会・確認等についてもメールで行う。）